

ケアハウス健祥会プロバンス

〈入居料（1ヶ月あたり）〉

下記の料金表の通り入居料をお支払いください。

（サービスの利用料金は、入居者様の対象収入額とご利用となる居室に応じて異なります。）

対象収入による階層区分		利 用 料		
		生活費	サービスの提供に要する費用	居住に要する費用
1	1,500,000円以下	44,314	10,000	Aタイプ
2	1,500,001円 ～ 1,600,000円	44,314	13,000	22,000
3	1,600,001円 ～ 1,700,000円	44,314	16,000	Bタイプ
4	1,700,001円 ～ 1,800,000円	44,314	19,000	24,000
5	1,800,001円 ～ 1,900,000円	44,314	22,000	Cタイプ
6	1,900,001円 ～ 2,000,000円	44,314	25,000	25,000
7	2,000,001円 ～ 2,100,000円	44,314	30,000	Dタイプ
8	2,100,001円 ～ 2,200,000円	44,314	35,000	50,000
9	2,200,001円 ～ 2,300,000円	44,314	40,000	
10	2,300,001円 ～ 2,400,000円	44,314	45,000	※居住に要する費用の額（Aタイプ・Bタイプ・Cタイプ・Dタイプ）については、職員までおたずね下さい。
11	2,400,001円 ～ 2,500,000円	44,314	50,000	
12	2,500,001円 ～ 2,600,000円	44,314	57,000	
13	2,600,001円 ～ 2,700,000円	44,314	64,000	
14	2,700,001円 ～ 2,800,000円	44,314	68,000	
15	2,800,001円 ～ 2,900,000円	44,314	68,000	
16	2,900,001円 ～ 3,000,000円	44,314	68,000	
17	3,000,001円 ～ 3,100,000円	44,314	68,000	
18	3,100,001円以上	44,314	68,000	

注1) 11月から3月の間は、冬期加算として1,880円を加算します。

注2) 「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

注3) 夫婦で入居する場合は、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とします。その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用の額については、30パーセント減額した額とします。

注4) 月途中での入退居は、日割り計算にて精算します。なお、「居住に要する費用」について、契約書第2条による契約期間（入居期間）以外に入居者様の所持品（残置物）を居室に置かれる場合は、その期間も加えて計算します。ただし、入居者様の死亡による退居の場合、この限りではありません。